

千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令

平成4年7月31日
本部訓令第23号

〔沿革〕	平成4年10月本部訓令第28号	平成6年4月本部訓令第6号
	平成6年12月本部訓令第13号	平成7年3月本部訓令第21号
	平成8年3月本部訓令第10号	平成9年4月本部訓令第7号
	平成10年3月本部訓令第9号	平成10年12月本部訓令第26号
	平成12年9月本部訓令第21号	平成12年9月本部訓令第24号
	平成13年3月本部訓令第9号	平成13年8月本部訓令第20号
	平成13年12月本部訓令第29号	平成14年2月本部訓令第5号
	平成14年3月本部訓令第12号	平成14年5月本部訓令第16号
	平成15年4月本部訓令第12号	平成15年8月本部訓令第19号
	平成15年9月本部訓令第23号	平成16年4月本部訓令第9号
	平成17年3月本部訓令第10号	平成17年3月本部訓令第13号
	平成18年3月本部訓令第6号	平成18年3月本部訓令第7号
	平成19年3月本部訓令第4号	平成19年7月本部訓令第14号
	平成20年3月本部訓令第9号	平成21年3月本部訓令第3号
	平成21年4月本部訓令第8号	平成21年5月本部訓令第12号
	平成21年8月本部訓令第16号	平成22年3月本部訓令第5号
	平成23年3月本部訓令第8号	平成24年3月本部訓令第4号
	平成25年3月本部訓令第4号	平成26年3月本部訓令第6号
	平成27年3月本部訓令第7号	

千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の勤務区分、勤務時間、週休日、休憩時間、休息時間及び休日の代休日の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常勤務 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項の規定による勤務をいう。
- (2) 毎日勤務 勤務時間条例第4条第1項に規定する特別の形態により勤務する必要がある職員の勤務で、原則4週間を単位として勤務が割り振られ、かつ、週休日が日曜日及び土曜日に限らない勤務をいう。
- (3) 交替制勤務 勤務時間条例第4条第1項に規定する特別の形態により勤務する必要がある職員の勤務で、当番、日勤の勤務を繰り返す勤務をいう。

(勤務区分)

第3条 職員の勤務区分は、勤務区分表（別表第1）のとおりとする。

- 2 所属長は、業務の状況により必要があると認めるときは、前項の勤務区分を変更することができる。ただし、変更の期間が2週間を超える場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

(勤務時間)

第4条 通常勤務の勤務時間は、1週間につき38時間45分とする。

- 2 毎日勤務及び交替制勤務の勤務時間は、毎日勤務にあつては4週間を超えない期間、交替制勤務にあつては3週間又は4週間を通じ、それぞれ1週間当たり38時間45分とするものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（この項において同法第17条の規定による短時間勤務をすることになった職員を含む。）の1週間当たりの勤務時間は、19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分とする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、任期付職員の採用に関する条例（平成14年千葉県条例第50号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内とする。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、育児休業法第18条第1項により採用された職員の勤務時間数は、育児短時間勤務の承認を受けた職員が勤務しなくなる時間数を超えない範囲で必要な時間数とする。

（通常勤務の勤務の割振り等）

第5条 通常勤務の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分とする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。

- 2 通常勤務員の勤務時間及び休憩時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までを勤務時間とし、午後零時から午後1時までを休憩時間とする。ただし、短時間勤務職員にあっては、1日の正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）が6時間を超える場合においては1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

（毎日勤務の勤務の割振り等）

第5条の2 毎日勤務は原則として日勤勤務とし、その割振りは、4週間ごとの期間（平成元年4月2日を初日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごとの期間をいう。以下同じ。）につき、週休日を8日（短時間勤務職員にあっては、8日以上）とし、かつ、勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにして、所属長以上の職にある者については本部長、その他の職員については所属長（以下「指定者」という。）が別に定める。ただし、週休日を4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員にあっては、8日以上）とすることが困難な場合は、週休日を毎4週間につき4日以上となるようにする場合に限り、別に定めることができるので、本部長に承認申請するものとする。

- 2 日勤勤務日の勤務時間及び休憩時間の割振りは、前条第2項に規定する割振りのとおりとする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、毎日勤務者に対し、千葉県警察職員の当直に関する訓令（昭和49年本部訓令第17号）第4条に規定する当直勤務を命ずる必要がある場合には、当直勤務を命ずる日（以下「当直勤務日」という。）の翌日の勤務時間のうち4時間を当該当直勤務日の翌日に割り振ることをやめて、当該勤務時間を当該当直勤務日に割り振るものとする。

（交替制勤務の勤務の割振り等）

第6条 交替制勤務は、当番勤務及び日勤勤務とし、その割振りは三交替制勤務の勤務割振り表（別表第2）又は四交替制勤務の勤務割振り表（別表第3）のとおり（日勤勤務の割

振りは、所属の実情に応じ割り振る。)とする。ただし、短時間勤務職員については、採用時に決定された勤務時間に応じて勤務の割り振りを行うものとする。

2 当番勤務日及び日勤勤務日の勤務時間等の割り振りは、次のとおりとする。

(1) 当番勤務日は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までとし、勤務時間の途中で8時間30分の休憩時間を置くものとする。ただし、このうち30分の休憩時間は、15分の休憩時間を2回置くものとし、その割り振りは、7時間45分の勤務につき15分の割合で割り振るものとする。

(2) 日勤勤務日は、第5条第2項に規定する勤務時間等の割り振りとする。

3 所属長は、三交替制勤務について、業務の状況により、第1項の規定によることが困難な場合は、3週間ごとの期間(平成元年4月2日を初日とする3週間及びこれに引き続く3週間ごとの期間をいう。)につき、週休日が6日(短時間勤務職員にあつては、4週間ごとの期間につき週休日が8日以上)となるようにし、かつ、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにして、別に勤務の割り振りを定めることができる。ただし、別に定める期間が2週間を超える場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

4 所属長は、四交替制勤務について、業務の状況により、第1項の規定によることが困難な場合は、4週間ごとの期間につき、週休日が8日(短時間勤務職員にあつては、8日以上)となるようにし、かつ、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにして、別に勤務の割り振りを定めることができる。ただし、別に定める期間が2週間を超える場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

5 所属長は、交替制勤務を三交替制勤務から四交替制勤務に、又は四交替制勤務から三交替制勤務に変更する場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

(週休日の振替及び4時間の勤務時間の割り振り変更)

第7条 指定者は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を命ずる必要のある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要のある日を起算日とする8週間後の日までの間の勤務日を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要のある日に割り振り(以下「週休日の振替」という。)、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振る(以下「4時間の勤務時間の割り振り変更」という。)ことができる。

2 前項の週休日の振替又は4時間の勤務時間の割り振り変更(以下「振替等」という。)は、振替等を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 第1項の規定により、振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(休日の代休日)

第8条 指定者は、職員に勤務時間条例第9条に規定する休日に第5条、第5条の2、第6条及び第7条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。以下同じ。)を指定することができる。

2 前項の代休日を指定する場合には、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等について行わなければならない。

3 第1項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられているときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

4 指定者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

5 代休日の指定の手續等は、本部長が別に定めるものとする。

(休憩時間の変更)

第9条 指定者は、業務の状況により必要があるときは、休憩時間の割振りを変更することができる。

2 指定者は、子の育児又は家族等の介護を要する職員が、育児又は介護を行うため、若しくは妊娠中の女性職員（通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に限る。）が、母体又は胎児の健康保持のため、休憩時間の変更を申し出た場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、休憩時間を変更することができる。

(出勤時間等の変更)

第10条 指定者は、業務の状況により必要があると認めるときは、出勤時間及び退庁時間（以下「出勤時間等」という。）を変更することができる。

2 指定者は、子の育児又は家族等の介護を要する職員が、育児又は介護を行うため、若しくは妊娠中の女性職員が、母体又は胎児の健康保持のため、出勤時間等の変更を申し出た場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、出勤時間等を変更することができる。

3 所属長は、第1項の規定により、所属の職員の出勤時間等を変更する期間が4週間を超える場合は、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

以下別表省略